



Title	近世アルザスをめぐる権力秩序：神聖ローマ皇帝・フランス王・帝国等族 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	吉田, 香織
Citation	北海道大学. 博士(文学) 甲第13400号
Issue Date	2019-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/74494
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Kaori_Yoshida_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）氏名： 吉田（安酸）香織

主査 教授 山本 文彦
審査委員 副査 准教授 松畷 明男
副査 准教授 村松 正隆

学位論文題名

近世アルザスをめぐる権力秩序
—神聖ローマ皇帝・フランス王・帝国等族—

・当該研究領域における本論文の研究成果

近世ヨーロッパ史研究においては、近代国民国家あるいは主権国家体系の形成という近代化論の立場から離れ、近世ヨーロッパの権力秩序そのものを問い、中世ともまた近代とも異なる近世独自の国家形態をめぐる議論が盛んに行われている。このような近世ヨーロッパ史研究は、近世特有の政治秩序を示す単位として、従来の国民国家・主権国家ではなく、地域に目を向けることにより、従来の歴史像の修正を迫り、新たに複合国家、複合君主政、礫岩国家等という概念を用いて近世特有の政治秩序を表現しようとしている。

本論文は、このような近年の近世ヨーロッパ史研究の成果を積極的に受入れ、アルザスを考察対象として、同地域の複雑で重層的な権力関係を読み解くことにより、近世ヨーロッパの権力秩序の特色を描くことを目的としている。アルザスは、19世紀から20世紀半ばにかけて、ドイツとフランスの戦争の舞台となった地域として有名である。従来アルザス史は、フランスのアルザスの立場から研究が行われており、フランスに同地域が譲渡された1648年のヴェストファーレン（ウエストファリア）条約が、研究上の大きな画期をなしていた。この1648年以降、フランス王国への併合の過程とアルザスの地域諸権力の関係が問題とされてきた。しかし20世紀末以降、ドイツ史の側から新たに、アルザスの地域諸権力をフランス王と神聖ローマ皇帝との関係で問い直す研究が発表されるとともに、フランス絶対王政そのものの見直しの議論とも密接に結びついて、アルザス史研究は、新たな段階に入りつつある。本論文はまさにこの研究状況の中で、フランス王国と神聖ローマ帝国の双方を視野に入れ、アルザスの権力秩序を多面的に捉えることを目指している。

本論文の第1章において、1648年のヴェストファーレン条約におけるアルザス譲渡問題をその成立の過程から検討し、第2章では同条約の適用の実態を具体的に検証している。本論文により、アルザスがフランス王国に譲渡された具体的な経緯が初めて明らかとなり、従来の説を覆す内容となっている。さらに第3章では、シュトラースブルク司教領における係争及び授封の問題を丁寧に分析している。本章は、ストラスブール大学での在外研究の成果の一部でもある。

本論文は、新たなアルザス史研究の最先端の研究業績であるとともに、近世ヨーロ

ッパ史研究における重要な研究業績と位置づけることができる。本論文で得られたアルザスにおける権力秩序のあり方は、現在行われている近世国家論をめぐる議論に一石を投じるものであり、わが国における近世ヨーロッパ史研究を新たな次元へと引き上げる内容と評価することができる。

・ 学位授与に関する所見

本論文は、17世紀半ば以降のアルザス史研究に新たな知見をもたらす重要な論文であるとともに、近世ヨーロッパの政治秩序の特色を考察する上で、重要な指摘を含む論文と評価することができる。多くの研究文献及び史料を渉猟するとともに、ドイツとフランスにおいて長期の史料調査を実施しており、質量ともに申し分のない論文と判断される。本論文を構成する各章はすでに査読付きの研究雑誌に掲載されたものを基礎としており、特に第3章の内容は、パリ・ドイツ史研究所刊行の研究雑誌『Francia : Forschungen zur westeuropaeischen Geschichte』に掲載されており、国際的な水準に達していると判断することができる。

口頭試問では、全体の章構成として、第3章のシュトラースブルク司教領に関する分析と、第1章及び第2章との関連性が分かりにくいこと、アルザスという地域史と近世ヨーロッパの政治秩序及び国家論の議論の関係がやや不明瞭であること、終章において、最近の空間知覚という新たな視点を提起しているが、本論文の内容との関係が薄いことなどが指摘された。これらの点については申請者も十分に認識しており、今後さらに研究を進める中で改善されるものと判断することができる。

以上の結果、本審査委員会では全員一致で吉田(安酸)香織氏に博士(文学)の学位を授与することが妥当であるとの結論に達した。